

新潟県条例第13号

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例及び新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する  
 条例

(新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正)

第1条 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和33年新潟県条例第36号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(負担金の徴収方法)</p> <p><b>第4条 (略)</b></p> <p>2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、当該事業が完了した年度(法第85条第1項、第85条の2第1項、第85条の3第1項若しくは第6項若しくは第85条の4第1項の申請により、又は法第87条の2第1項若しくは第87条の4第1項の規定により行う事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が当該事業及び法第87条の5第1項各号に掲げる土地改良事業を併せ行う場合は、これらの事業の全てが完了した年度)の翌年度の初日から起算して、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政令」という。)第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年(据置期間3年を含む。)、その他の事業にあつては17年(据置期間2年を含む。)とし、利率は、土地改良法施行令第52条の2等の農林水産大臣の定める率(平成28年3月農林水産省告示第906号)に規定する率(以下「農林水産大臣の定める率」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(負担金の徴収方法)</p> <p><b>第4条 (略)</b></p> <p>2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧(以下「災害復旧等」という。))を併せ行う場合は、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度)の翌年度の初日から起算して、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政令」という。)第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年(据置期間3年を含む。)、その他の事業にあつては17年(据置期間2年を含む。)とし、利率は、土地改良法施行令第52条の2等の農林水産大臣の定める率(平成28年3月農林水産省告示第906号)に規定する率(以下「農林水産大臣の定める率」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

(新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正)

第2条 新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和45年新潟県条例第18号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p><b>第5条 (略)</b></p> <p>2 県は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業(法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第87条の3第1項の規定に基づき市町村が行う土地改良事業を含む。以下「機構関連事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項(法第96条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。)</p>	<p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p><b>第5条 (略)</b></p> <p>2 県は、法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により当該事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日(その公告において工事完了の日が示された</p>

において準用する法第87条第5項の規定により当該事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

3 (略)

4 第1項及び第2項の特別徴収金の額（次項に規定する特別徴収金の額を除く。）は、当該事業に要した費用の額にその徴収に係る土地の面積を当該事業の施行に係る地域内にある土地の面積で除して得た数値（以下「目的外用途の割合」という。）を乗じて得た額から、当該事業につき第2条第1項から第3項まで又は法第91条第6項の規定により県が徴収した分担金又は負担金の額に目的外用途の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

5 機構関連事業のうち市町村が行うものについての特別徴収金の額は、県が当該市町村の施行に係る当該機構関連事業につき交付する補助金の額（法第126条の規定に基づき国が当該市町村の施行に係る当該機構関連事業につき交付する補助金の額を除く。）に目的外用途の割合を乗じて得た額とする。

6 (略)

ときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

3 (略)

4 第1項及び第2項の特別徴収金の額は、当該事業に要した費用の額にその徴収に係る土地の面積を当該事業の施行に係る地域内にある土地の面積で除して得た数値（以下この項において「目的外用途の割合」という。）を乗じて得た額から、当該事業につき第2条第1項から第3項まで又は法第91条第6項の規定により県が徴収した分担金又は負担金の額に目的外用途の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額とする。

5 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。